

# 相続・事業承継・遺言 母と娘の相続セミナー

小川逸朗行政書士事務所

Ogawa-agent 相続・遺言アドバイザー

相続専門の行政書士 小川逸朗

札幌市西区発寒3条4丁目3番28号

携帯 090-3468-0355

# 講師自己紹介



名前

小川 逸朗  
(おがわいつろう)  
昭和30年7月25日  
(68歳)

北海道夕張市出身  
未年生まれ  
獅子座

小川逸朗行政書士事務所  
元警察官で・行政書士  
相続・遺言アドバイザー 小川逸朗  
経歴昭和55年北海道警察を拝命し平成24年  
に退職して現在に至る

今は高校生と中学生の親として日々奮闘して  
います

その他は、警察官という経験を生かして、DV、  
イジメ、セクハラ、パワハラなどのこまりごともメ  
インで行っています。

趣味は釣りでワカサギからサケマス・タコイカま  
で釣りをしていました。

# みんなの相続

相続の問題は、相続税だけではありません

「**相続＝相続税**」といった感覚ですが

相続は、**遺産分割**といった問題も秘めています。

昔は、家督相続が一般的であり「長男が家を継ぐ」ことが慣習でした。

しかし、現在では、相続人それぞれが法定相続分を主張するケースが一般的となってきています。そういった仲で「争族」などの争い事が起きるケースも多くなっています。

# 令和4年の65歳以上の人口は

- 日本の人口は
- 1億2617万人で、  
前年に比べ減少  
(24万人)

- 65歳以上が3589万人  
以上実に4人に1人以  
上の28.4%となっている

- ✓ 自分を見つめて心の整理をすると
- ✓ 配偶者・子供の事を考えていますか
- ✓ いつまで健康ですか
- ✓ **85歳**以上の**4人**に1人が認知症を発症  
家族と相談していますか  
自分の財産とは何でしょうか

# 2023年日本の高齢者の実態

- 85歳以上の方で認知症を発症
- 85歳~89歳では、80歳前半の約2倍で認知症を発症
- 90歳~94歳では全体の約6割、95歳以上では約8割が認知症を発症
- ただし、認知症は年齢だけでなく、遺伝や生活習慣などによっても発症する可能性があるため、予防には注意が必要です

# 認知症の危険性

平成26年3月18日の  
北海道新聞の記事から

- 民事で訴えられた
- 訴状が判断出来なかった
- 裁判に欠席した自動的に
- 敗訴が確定
- 裁判所がお墨付きを与えた
- その結果 自宅競売に

## 認知症 欠席裁判で敗訴 札幌の男性 自宅競売に

認知症の高齢男性が民事訴訟を起こされ、訴えられたことを認識しないまま「欠席裁判」で敗訴する判決が昨年暮れ、札幌地裁で言い渡された。訴えた不動産会社の請求通り、男性の自宅を競売にかける判決が確定した。男性は住む家を手放す可能性がある。高齢化が進む中、認知症などで判断能力が不十分な高齢者らは少なくないとみられ、専門家は、民事訴訟の当事者の判断能力を確認したり、成年後見制度により自衛したりする必要性を指摘している。（報道センター 西依一憲）

12月25日、札幌地裁の法廷で、無人の被告席に、判決が告げられた。「別紙目録記載の建物の競売を命じらる」。札幌市中央区にある「A」の自宅を競売にか

け、共同で所有する原告の不動産会社と代金を分け合え、という内容だ。男性は認知症。数年前、中古車を購入したが、年金が銀行口座に振り込まれる

たびに引き出してしまったため、ローンが引き落としされない状態が続いた。このため自宅を差し押さえられ競売にかけられたが、親族が事情を説明していったんは

競売を免れた。訴えを起こした不動産会社は、競売情報を日常的にチェックしており、自宅を共同所有していた男性の元妻から約2割の所有権を購入。男性に対して残る約8

### 進む高齢

民事訴訟では、原則として、被告が第1回口頭弁論

# 平成47年にはこうなる日本の人口

## 20年後の統計予想

平成26年4月12日の北海道新聞の記事から  
道内は全国でも5番目の超高齢社会に向かっています。

2022年で日本は82万人が減って毎年佐賀県山梨県が消滅しているのが現実

第3種郵便物認可

## 高齢世帯の41% 独居に

### 道内35年推計 全国5番目

北海道の高齢世帯のうち一人暮らしが占める割合が2035年に41.8%に達し、全国で5番目の高さになると予想されることが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が11日公表した「日本の世帯数の将来推計」で分かった。高齢者の孤立の深刻化に伴い、見回りや介護など社会的支援の拡充が求められそうだ。

推計によると、全国の世帯数は10年から35年までに

世帯主が65歳以上の高齢世帯の割合は、35年に全世帯の40.8%に達する。都

道府県別では、秋田県の52.1%を筆頭に、41道府県で40%を超える。北海道は43.3%で26位。高齢世帯に占める一人暮らしの割合は全国で37.7%に及ぶ。

少。北海道は10年の241万8千世帯が210万3千世帯に減少する。世帯の種類では「一人暮らし」の比率が上昇し、25年にはすべての都道府県で「夫婦と子」

推計によると、全国の世帯数は10年から35年までに

東京都の44%をトップに大阪府43.8%、鹿児島県43.1%、高知県42.7%と続き、北海道が5番目。人口問題研究所は「高齢者の一人暮らしの増加は、核家族化や未婚化に加え、1980年代以降に離婚率が上がったことが要因」と指摘。北海道が上位に入っ

「夫婦」などを上回って最

推計によると、全国の世帯数は10年から35年までに

東京都の44%をトップに大阪府43.8%、鹿児島県43.1%、高知県42.7%と続き、北海道が5番目。人口問題研究所は「高齢者の一人暮らしの増加は、核家族化や未婚化に加え、1980年代以降に離婚率が上がったことが要因」と指摘。北海道が上位に入っ

# 私の周りは 超高齢社会

平成23年9月23日  
北海道新聞の記事

- 核家族では
- あなたの遺品は
- 誰が整理するの
- **現実**は
- 迷惑は掛けたくないと言っても
- 身内の誰かがやらなければならない

## わたしの周りは

超高齢社会

今月半ば、札幌市内のある住宅で遺品整理が行われた。住んでいたのは70代の男性。5月に入院先の病院でじくなった。家具、衣類、こまごまとした日用品―専門業者が引き出しの一つ一つまで確認し、遺族に渡す物、引き取る物などをより分けて、手際よく整理を進めていく。

男性は同居していた母親が13年前に亡くなって以来、1人暮らし。作業には千葉県に住む兄が立ち会った。「身内で動けるのは私だけ。何度か通って少しずつ片付けたが、物が多く、とても手に負えなかった」と話す。3日間の作業で片付けた遺品は2ストラックにして6台分に及んだ。

核家族化が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

## 遺品整理



遺品整理の現場。作業員が手際よく遺品を仕分けていく

手際よく

## 核家族化で需要高まる

などで遺品整理に携われたいケースが多い。親戚付き合いも薄まり、かつてのよ

うな形見分けも少ない。周りとの交流もなく、孤独死のお年寄りもいる。そんな事情を背景に、家族に代わって遺品を片付ける遺品整理業の需要が増している。「家に物が多くてどうしようもない、何かを手をつけたらいいのかわからない、という人が多い」

と遺品整理業者「アクアブルー」（札幌）の二口英樹社長は話す。

生前から自らの遺品整理を考える人もいる。昨年7月に発足した遺品整理業者や司法書士らでつくるボランティア団体「エンディング総合支援サポートの会」（札幌）にはそんな人たちが

から相談が寄せられる。

「高齢者は家族らに迷惑をかけたくないとの思いが強い」と同会の池田智裕会長。余命宣告を受け、生きているうちに整理を進めた人や、あらかじめ見積もりを取って整理の費用を用意しておく人もいるという。

需要の高まりから、便利屋やリサイクル業者、軽運送業者などさまざまな業種が遺品整理に参入しており、現在は「全国で5千社は手がけているのでは」「道

# 遺言や尊厳死宣言に公正証書

自筆の証書ではなく公正証書で遺言を作る人が増えている。公文書なので強い証明力を持ち、原本が公証役場で保管されるので内容を書き換えられる心配もなく、相続などをめぐり「家族間で争って

ほしくない」という願いにかなうためだ。一方で高齢者などの間では、延命措置を拒み尊厳死を宣言する公正証書を作成するケースもある。

(上田貴子)

## 遺言や尊厳死宣言に公正証書



札幌市の70代男性は昨年、公正証書で遺言を作成した。がんの再発がきっかけだった。離婚歴があり、前妻との間にも子供がいる。男性は「自分の気持ち通りに財産を分け、も

め事が起きないようにしたかった。気持ちの整理ができ、安心してしました」と語る。

公正証書には手書きの自筆証書もあるが、札幌中公証役場の小川賢一公証人は「ほとんどの人が『全財産を〇〇に譲る』などと書き、不動産も含むかなど、あいまいさが残る」と問題点を指摘する。また、家庭裁判所で改ざんの有無などを調べる「検認」と呼ばれる手続きも必要になる。

そうした心配が不要なのが「公正証書遺言」。日本公証人連合会(東京)のまとめでは、昨年の全国の作成件数は7万8700件と10年前の2割増。札幌大通公証役場によると、道内13カ所ある公証役場での昨年の作成件数も計2554件と過去5年で15%増えた。

公正証書遺言は、裁判官や検察官などの実務経験がある法律の専門家が、本人から財産

遺言 紛争防止へ権利明確に  
尊厳死 延命拒否の意思を示す

## ぴんぴんころりの実践

## 85歳以上の認知症は

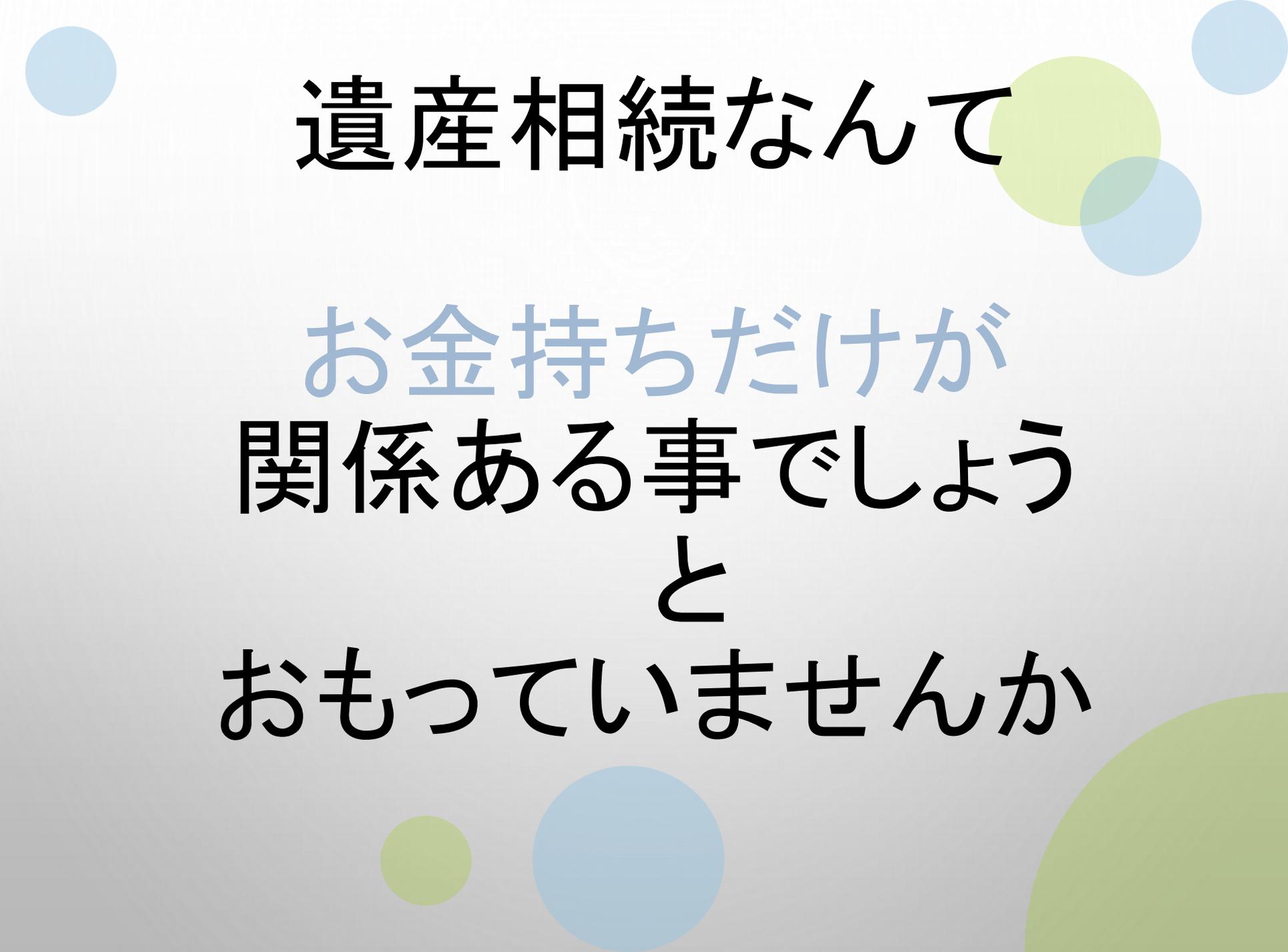
- 65歳でリタイア今後20年生活その時の生活費は準備出来ていますか
- 自分のゴールは何処は想像していますか
- その時周りに迷惑を掛けないために
- 準備していますか

皆さんの周りに認知症になった人

- 介護を受けている人
- これから自分もそうなる姿を想像出来ますか
- 可能性が高いことを理解していますか。

# エンディングノート（遺言とは違う）

- いざというときに
  - 家族に伝えたい
  - メッセージを残すもの
  - 判断力・意思疎通能力の喪失
  - 病気になったときに
  - 希望する内容を書く
- 病気になったときの延命措置を望む望まない
  - 自身に介護が必要になった際に希望すること
  - 財産・貴重品に関する情報
  - 葬儀に対する希望
  - 相続に対する考え方
  - プロフィール・自分史
  - 家系図



遺産相続なんて

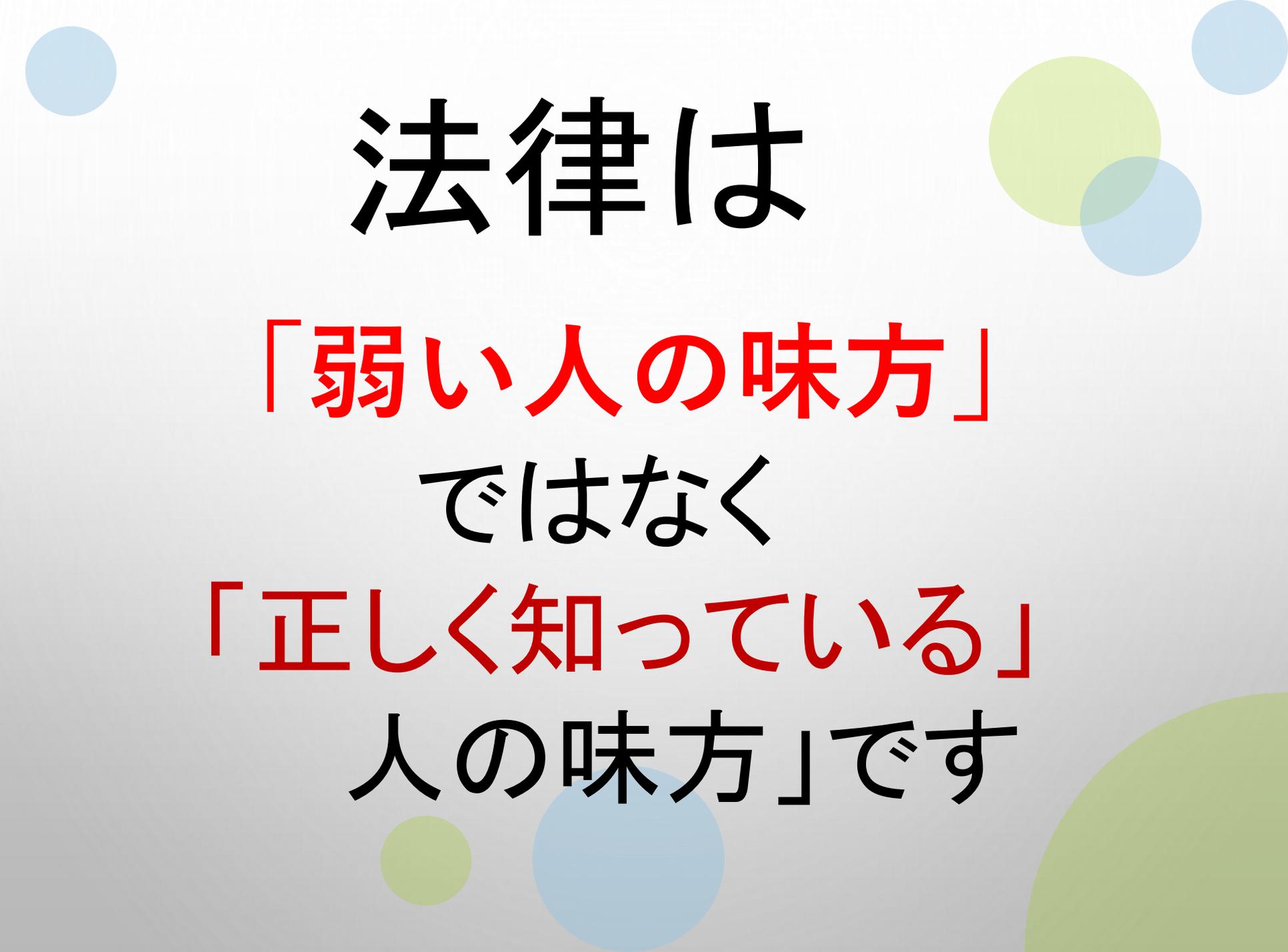
お金持ちだけが  
関係ある事でしょう  
と  
おもっていませんか

# 相続 これからが本題

- 相続は避けてとおれない
- 「争族」になる原因はほとんどが

## 「心の問題」

- 金額の問題ではなく税金の問題でもない 何が原因かは
- 子供の頃から仲が悪かったとか
- 離婚している前妻に子供がいる(私も同じ)
- 財産は不動産のみで現金がない
- 子供がいないご夫婦(これが一番危ない)



# 法律は

「弱い人の味方」

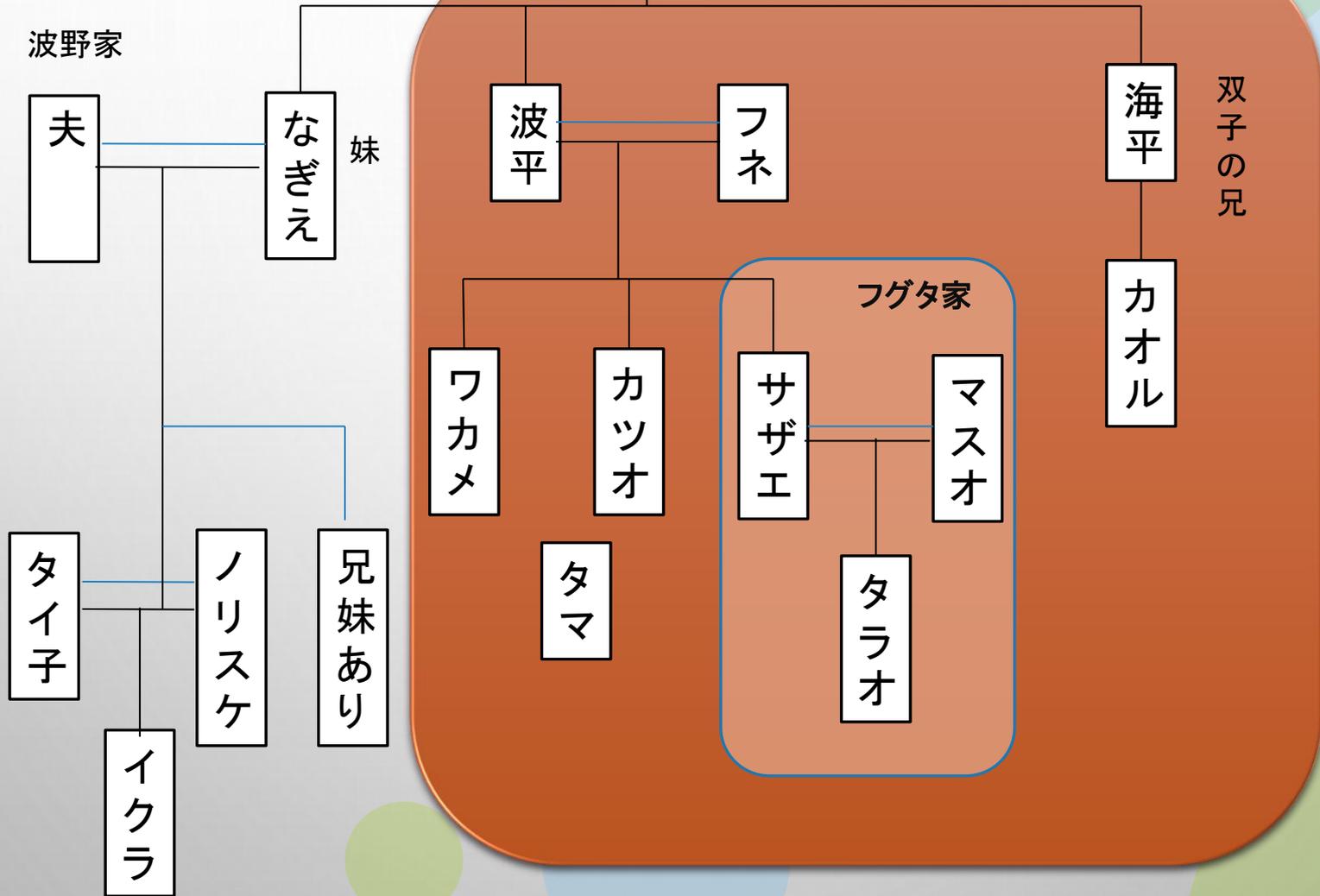
ではなく

「正しく知っている」

人の味方」です

# 磯の家

磯野藻屑源素太皆



# 相続人関係説明図

【図】 法定相続人と法定相続割合

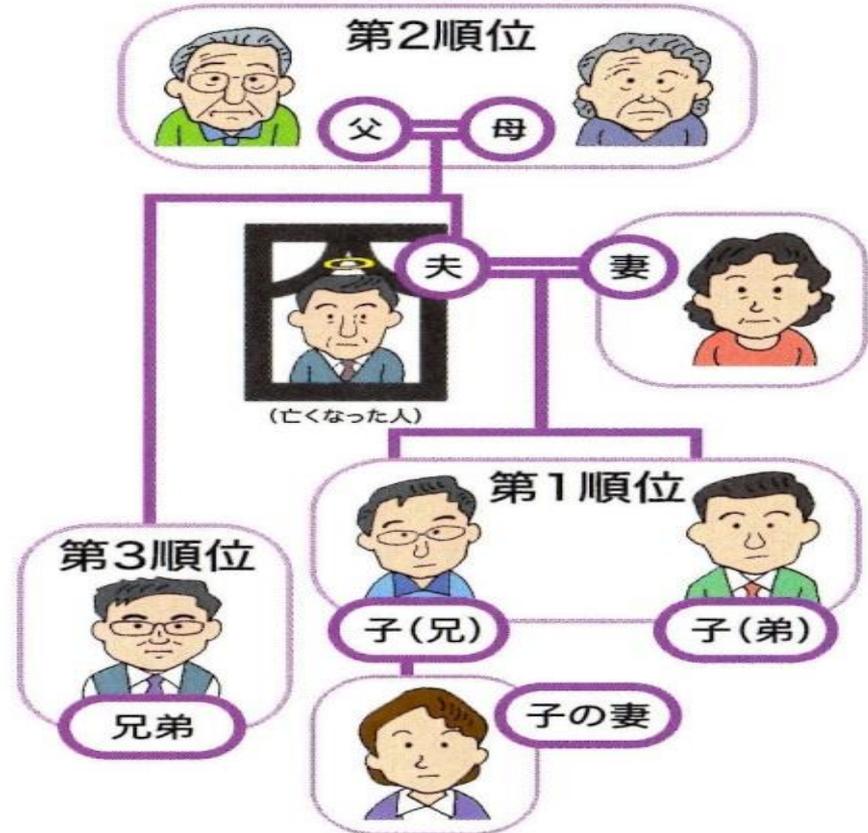
## 法定相続による分割割合



※代表的な分割ケースを示した

※子や父母、兄弟姉妹が複数いる場合は、  
それぞれの数で均等に分ける

## 相続人の決まり方



- 配偶者は常に相続人となる
- 子がいる場合は第1順位の相続人となる。子が亡くなっている場合、孫が相続人(代襲相続人)となる
- 第1順位の相続人が誰もいない場合、父母(第2順位)が相続人となる
- 第2順位の相続人もいなければ、兄弟姉妹が相続人(第3順位)となる

# 相続の問題と「相続税」の問題は違う

2019年

	全国	北海道
年間 死亡者数	1,372,755人	65,078人
相続税 申告人数	120,372人	2,858人
相続税 申告率	8.3%	4.1%

## 身近に潜む争族問題

- 財産少なくても「争族」のおそれ
- 基礎控除40%カットで相続税を支払う人が2倍になります。
- そうして富裕層は増税に遭い、サラリーマンでも相続税対象者が急増する
- 今まで「関係ない」と思っていたあなたにも 相続税問題は忍び寄ります

# 相続税大増税

【図5】基礎控除額は4割減

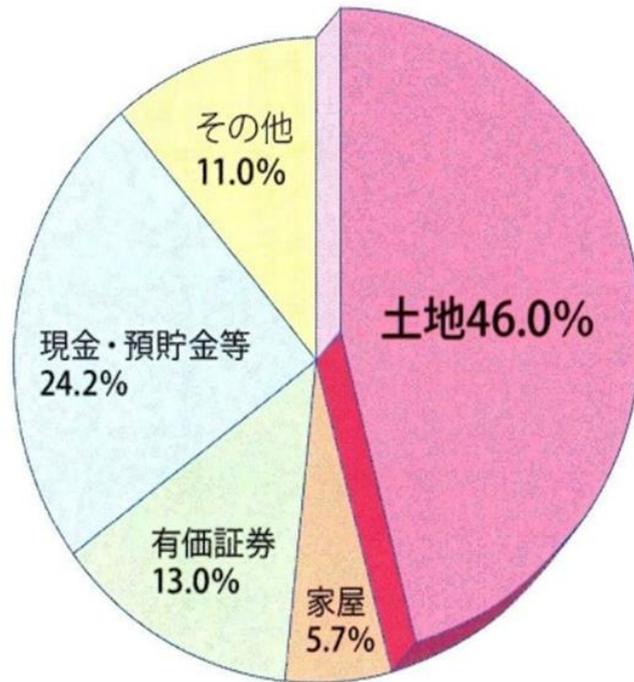
基礎控除額は4割減



# 相続財産の内訳 過半数は不動産

## 相続財産の内訳

【図3】相続財産の金額の内訳(平成23年分)



国税庁「平成23年分の相続税の申告の状況について」より

一般的に相続財産の大半が、**分割しづらい不動産**で構成されています。

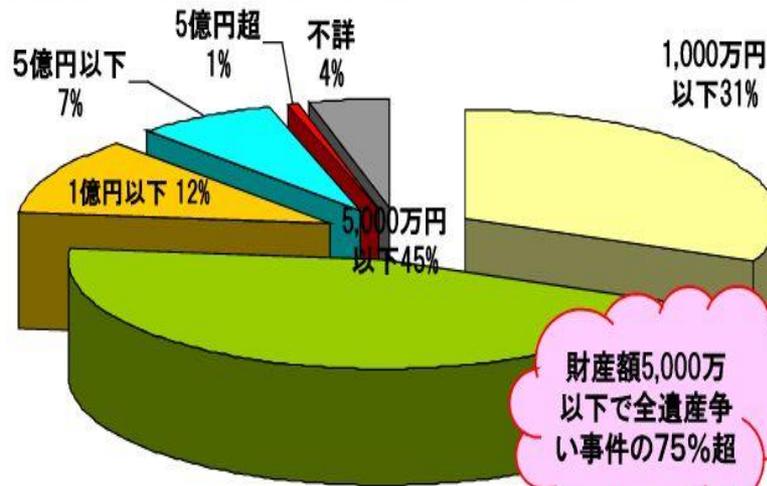
※国税庁「国税庁統計年報書」(平成23年分)より



# 財産1000万円以下で31%もめている

## 財産は少ないほどもめる！

【家庭裁判所 遺産の価額別 遺産分割 認容・調停成立件数】



財産額5,000万以下で全遺産争い事件の75%超

※ 認容及び調停成立で終局した事件を対象

■ 1,000万円以下 ■ 5,000万円以下 ■ 1億円以下 ■ 5億円以下 ■ 5億円超 ■ 不詳

【出典 H23年度司法統計】

サンプル  
家事相談件数の  
約3件に1件は  
相続トラブル

サンプル  
相続裁判の  
75.8%は相続税  
がかからない家庭  
のトラブル

# 相続問題の本音は

- 自分の心を整理していませんか
- 「争族」になる原因は「心の問題」
- 相続税の問題ではない
- でもお金がかかるのが現実です
- なぜなのか、財産の半分以上が簡単に分割出来ない不動産だからもめるのです。

## 相続の遺産分割

- 相続対策は資産家だけの話ではありません  
相続財産の内訳

✓ 特定の誰かに多く財産をのこしたい

✓ 次男に遺す財産がない など

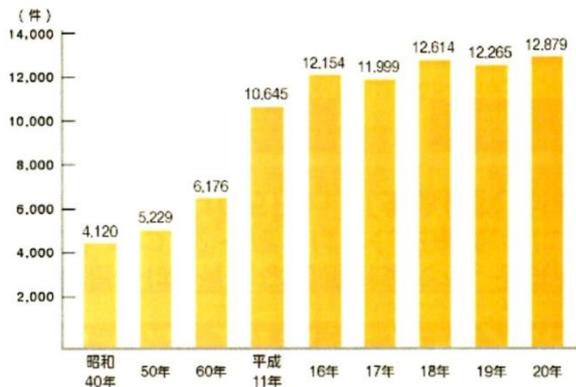
✓ 1つしかない自宅について

各相続人が権利を主張する

# トラブル原因NO1は間違いなく不動産

相続トラブル全体の86.4%が不動産です

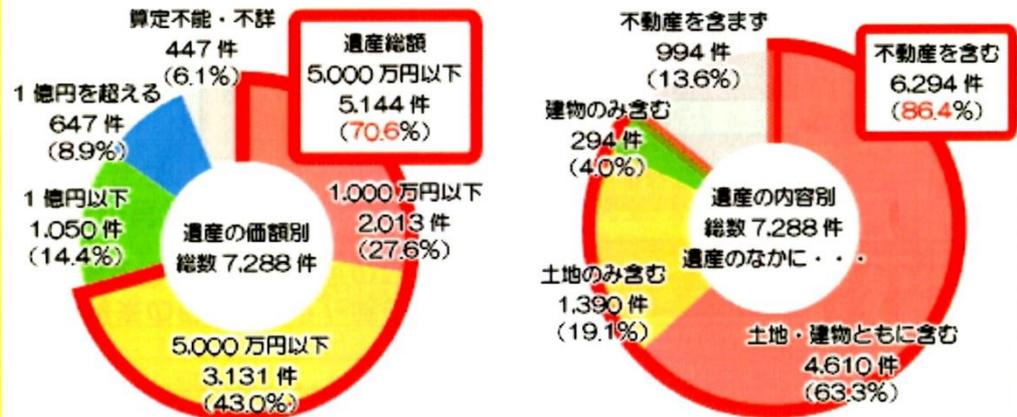
【遺産分割事件数の推移】



※件数は調停と審判の合計

[司法統計年報 家事事件編 平成20年]

【遺産分割事件のうちの認容・調停成立件数】

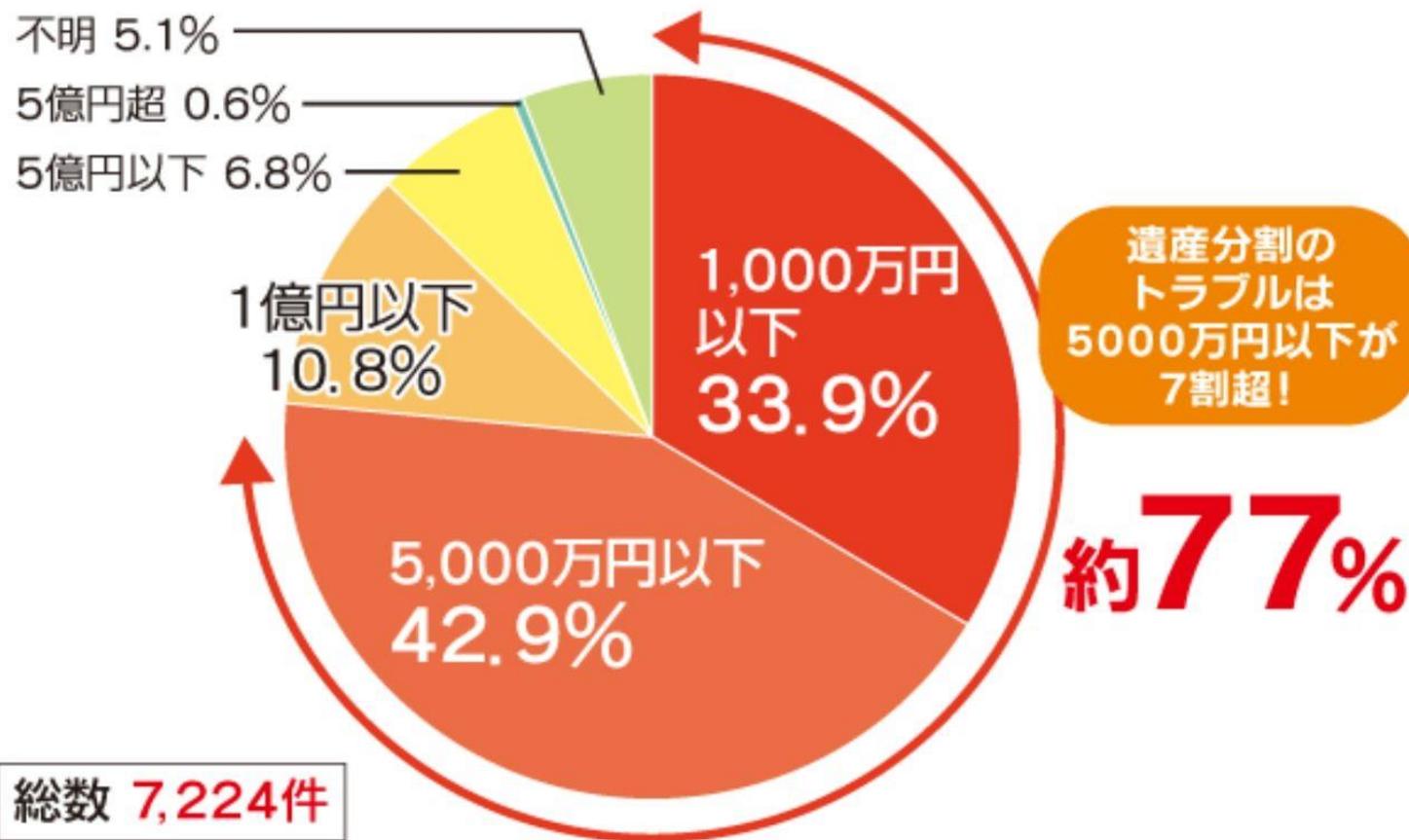


注：認容・調停成立（「分割をしない」を除く）の件数であり、遺産分割の事件数ではありませんので、総数は図3とは異なります（全国）。

[最高裁判所 司法統計年報 家事事件編 平成18年]

最高裁判所司法統計年報を参照

# 相続のトラブル件数 2019年



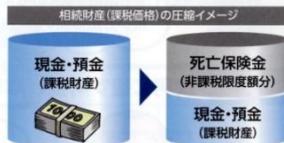
# 生命保険の特長

生命保険には相続対策に役立つ様々な特長があります

## 1. 生命保険の非課税枠

●死亡保険金には相続税の非課税枠があります(相続税法第12条)

非課税限度額  
**500万円 × 法定相続人数**



## 2. 死亡保険金の受取人指定

- あなたの「思い」を伝えたい特定の人を、受取人として指定できます
- 死亡保険金は原則として、相続財産ではなく「受取人固有の財産」となります
  - ※死亡保険金は受取人固有の財産となるため、遺産分割協議の対象になりません
  - ※相続を放棄した場合にも、死亡保険金については受け取ることができます
  - ※死亡保険金の受取人は、二親等以内の親族(子・父母・兄弟・孫・祖父母および配偶者)が基本となります
  - ※第三者を受取人とする保険契約には、一定の制限を設けています。詳しくは担当のライフプラン・コンサルタントにお問い合わせください

例 被相続人の死亡時(相続人が長男、次男の場合)



## 3. すぐに現金化できます

●必要書類が揃えば、すみやかに受取人に保険金をお支払いします  
※約款上の免責事項などによりお支払い対象外になることがあります。また事前確認などにより時間がかかることもあります

相続が発生すると、相続人であっても被相続人名義の預金口座から自由に預貯金の引き出しはできなくなります。預貯金の引き出しを行うには「遺産分割協議」がまとまった後、所定の手続きを行う必要があります。  
※上記は一般論です。金融機関によって異なる場合があります

# 生命保険の活用例

今も昔もよくある編 実例①



父が亡くなり、遺産の内訳は、土地・家屋など不動産が3億円、現金の資産は5000万円でした。「相続税額は約1億円」と言われ、現金が5000万円足りません。「いざとなれば土地を物納すればいい」と思っていたのですが、「10カ月以内に申告・納付、しかも現金で一括納付」が決まりと知って愕然としています。  
(Aさん・男性・50代)

相続税分の現金が不足  
納付期限を前に焦りが...

納税資金対策

ケース 3



実の娘でもないのに、息子の嫁には介護で大変面倒をかけた。息子の嫁にもいくらか財産を遺してあげたい...

死亡保険金受取人

息子の嫁

受取人を指定することにより、法定相続人以外に財産を遺すことも可能です  
※第三者を受取人とする保険契約には、一定の制限を設けています。詳しくは担当のライフプラン・コンサルタントにお問い合わせください

相続でトラブルになるのは

トラブル原因はなにが多い

相続する人を決めていない

相続のトラブルの殆どが感情のもつれ

トラブルの86パーセント以上が不動産

自筆証書遺言と実際の検認手続きは

相続でトラブルになるのは

相続発生時に慌てるのが

◎預貯金が下ろせない

◎不動産の名義変更が出来ない

◎名義が共有名義になっている

◎誰に相続させるか決めていない

◎行方知らずの子供がいる

# 遺言書の種類 メリットとデメリット

	メリット	デメリット
<u>自筆証書遺言書</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・費用がかからない</li><li>・簡単に作成できる</li><li>・遺言の作成・内容を秘密に出来る</li><li>・簡単に書き換えることができる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・要式が欠け、無効となるおそれがある</li><li>・滅失・改ざん・不発見のおそれがある。</li><li>・執行に費用・時間がかかる</li><li>・文字がかけないと利用できない。</li></ul>
<u>公正証書遺言書</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・確実に遺言を残すことができる。</li><li>・紛失・改ざんのおそれがない。</li><li>・執行がスムーズ</li><li>・遺産分割協議不要</li><li>・自署できない方でも利用できる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公証人手数料等費用がかかる</li><li>・手間がかかる</li><li>・内容を公証人と証人に知られる。</li></ul>
<u>秘密証書遺言書</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・内容を誰にも秘密にできる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・費用がかかる</li><li>・執行に費用・時間がかかる</li><li>・遺言を残したこと自体は知られてしまう。</li><li>・内容に不備がある可能性がある。</li><li>・紛失・改ざんの恐れがある</li></ul>

## 遺言書 準備不足だとこんな問題が

- 相続のほとんどが「**心の問題**」
- うちには**もめるほどの財産がない**からでも**遺留分**を無視は出来ません
- 関係のない(**相続人以外**)が口を出して争いを大きくすることも
- 兄妹は他人の始まりは本当だった？

## 遺言の4大効果

- 自由な遺産分割が可能
- 遺産譲渡が可能

他人にも遺産贈与が出来る

- 相続争いの回避
- 遺産分割手続きの迅速化

遺言書

妻の [redacted] に  
全財産を相続させる。

平成十 [redacted] 日

□□□□□□

遺言書

# 自筆証書遺言の落とし穴

- ✓ パソコンでつukれない（財産目録はOK）
- ✓ 要件を満たさない遺言は無効になる
- ✓ 第三者によって変造・偽造される可能性がある
- ✓ 遺言の紛失が多い（法務局に預りが出来る）
- ✓ 遺言書の「検認」手続きが必要（相続人全員がそろって家裁に申し立て）
- ✓ 検認後遺言執行者の選任申し立て
- ✓ 執行者が決定した後、財産目録の作成と遺言の執行準備
- ✓ 遺言の執行と各種手続きを行う

# 次のような方は遺言が必要

- ✓ 子供のいない夫婦（絶対必要）
- ✓ 配偶者の連れ子がいる方
- ✓ 相続人が多数いる方
- ✓ 介護の必要な家族がいる方
- ✓ 内縁の妻や認知していない婚外子がいる方

（特に会社の財産を確実に承継したい方）

- ✓ 後継者に財産を残したい方
- ✓ 財産の散逸を防ぎたい方

## 時間とコストはかかるが 安全性抜群「公正証書遺言」

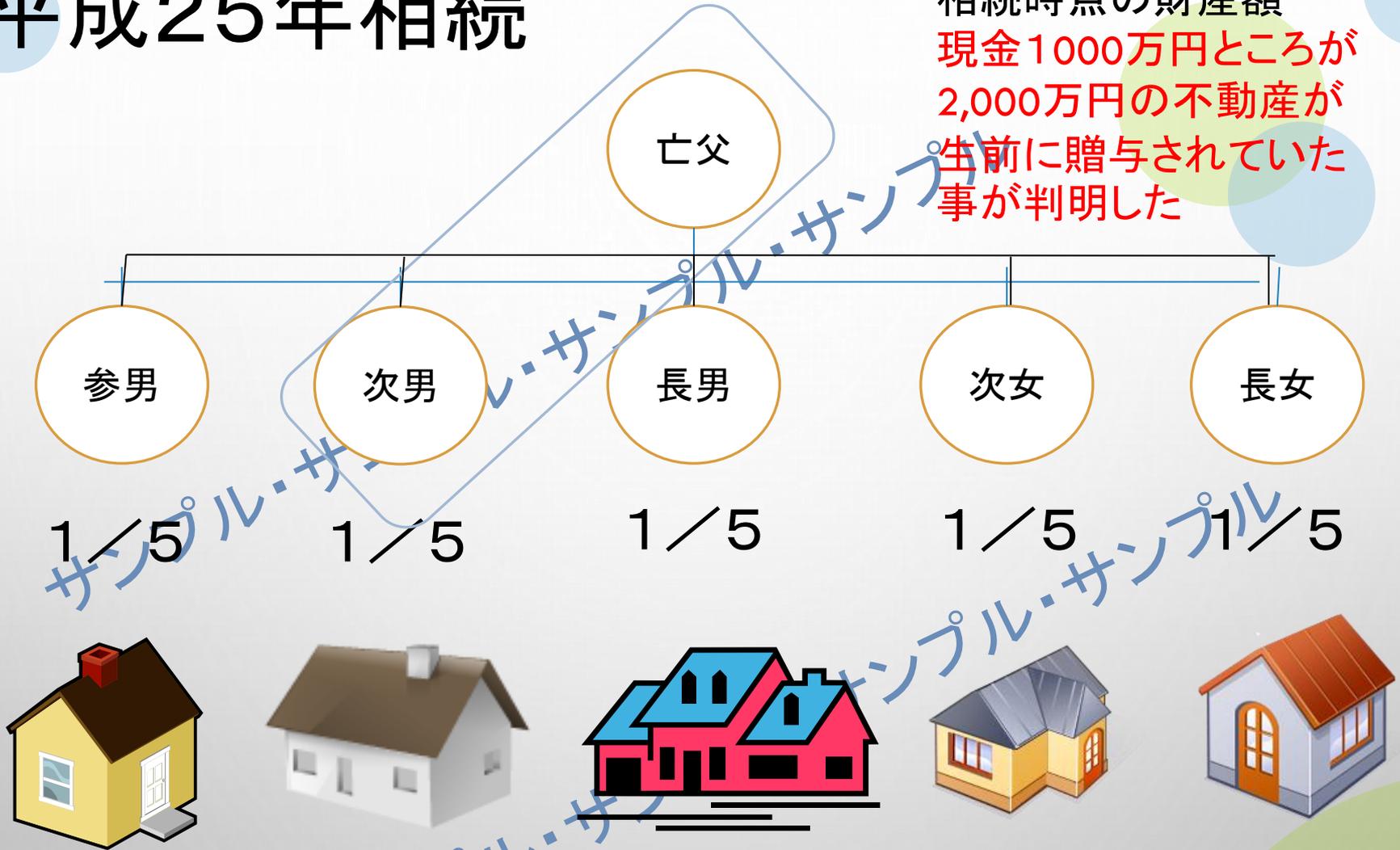
- 要件の不安がなく、確実な遺言を行うことができる
- 第三者によって変造偽造される危険性がない
- 字が書けない人も利用できる
- 遺言書の「検認」手続きが不要

# 最近欠点だらけの公正証書遺言が出てきた

- 公正証書は公証人役場で作るが完璧なのか
- 公正証書でも完璧な物が出来ないのは
- 一般人が公証人役場に出向いて遺言を作成しても、**遺言作成者が要求しない内容は遺言に残らない**
- つまり、一般の方が公証人役場で作っても、**遺留分や補充的遺言が無い遺言書はトラブルの原因**

# 平成25年相続

相続時点の財産額  
現金1000万円ところが  
2,000万円の不動産が  
生前に贈与されていた  
事が判明した



次男が父親と同居してた

# 不動産トラブル事例

## 兄弟姉妹でバトル勃発

- 幼いときから兄弟仲が悪かった
- 更に配偶者も口を挟みだした
- 相続発生、手続きが

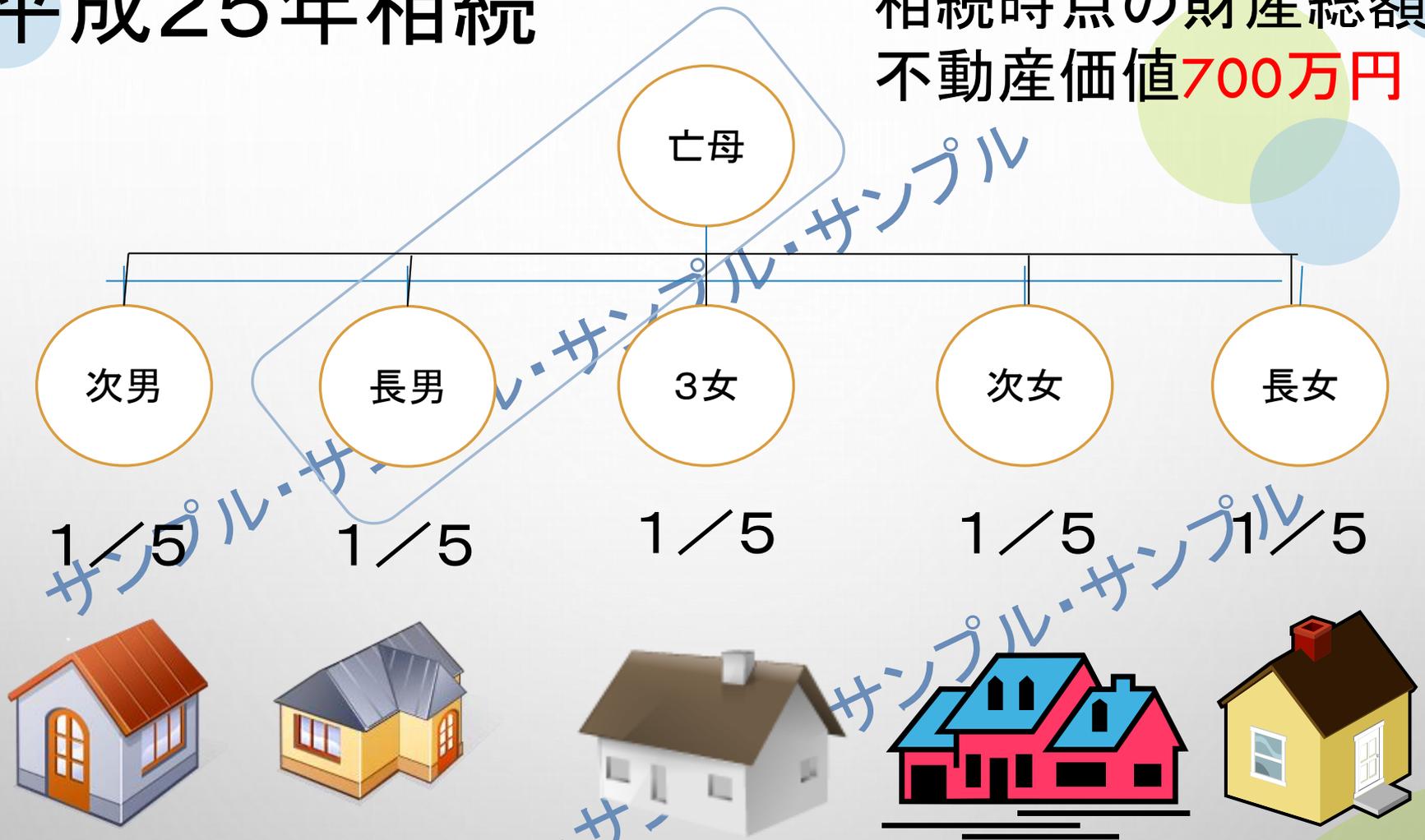
困難・長期化している。

- 親族間での調停が増えている

2019年 一年でも7224件発生している

# 平成25年相続

相続時点の財産総額  
不動産価値**700万円**



長男夫婦が母親と同居して、介護の面倒を一切見てきた

# 不動産トラブル事例

## 姑と嫁のバトル勃発

- 息子はきちんと供養されているのか
- 母親の思いが通じていないと
- 現在は双方とも休戦状態だが
- 相続手続きは進んでいない

平成23年長男  
が死亡したので  
相続が始まった



義母

長男  
が死亡

配偶者

1 / 3

2 / 3

相続時点の財産総額

死亡保険金 1,600万円

厚生年金遺族金 600万円

預貯金 600万円

不動産時価 2,500万円

合計5,300万円

# 不動産トラブル事例

## 長兄に隠し子が.....

- 長兄が先に亡くなっていて代襲相続が発生
- 長兄には、認知した子供がいた
- 長女が外国に居住しているため  
どう手続きするのが分からない

# 平成14年に母親の相続が発生した



# 遺言が効果的な事例

現在&これから編

事例 ⑥



長男の嫁は、脚の不自由な私を自宅で長年介護してくれています。実の子供以上に世話になっており、なんとかかこの子に遺産を相続させてやりたいと思っています。しかし、二男、三男の家族が何と言うか…。どうすれば、なるべくモメない形で、長男の嫁に遺産の一部を渡せるのでしょうか？ 遺言書に記すのが、いちばん良いのでしょうか？

(Fさん・男性・70代)

遺産分割対策

介護してくれる長男の嫁  
に遺産を残してやりたい

相続法改正で「特別寄与料」制度が新設されたがトラブルを避けるなら遺言書が効果を発揮します

# 現状は空き部屋が多く節税にならない

今も昔もよくある編

実例②

節税対策

## 節税&子孫のために アパート建築を検討中

今までは会社勤めでしたが、リタイアを機に、自宅の土地の一部にアパートを建てようと思っています。節税にも有効だし、固定収入のあるアパートは子孫に残しやすいですね？

(Bさん・男性・50代)



日本全体の空き家総数は819万戸うち賃貸は429万戸  
安易な考えでアパートを建てても節税にならないし管理が大変

# 名義変更していない不動産

今も昔もよくある編

事例 ③



祖父の代から土地の名義変更がされていないかっ  
たようです。日本各地に散らばっている親族か  
らハンコをもらうのにひと苦労。やっと終わっ  
たと思いい、書類を提出したら、不備が見つかっ  
て振り出しに…。

(Cさん・男性・60代)

遺産分割対策

名義変更で相続人全員の  
ハンコ集めがトラウマに

2023年から相続3年以内に名義変更が義務付け

# 当人が使えないお金は贈与税がかかる

現在&これから編

事例 ⑤

節税対策

息子名義の定期預金は  
生前贈与になっていない？

息子のためにコツコツと定期預金に積み立てをしてきました。息子名義の銀行口座なので贈与したものと思っていたのですが、知人から「それは贈与にはならない」と言われました。どうすれば、しっかりと贈与したことになるでしょうか？  
(Eさん・女性・60代)



勝手に本人以外が預金しているのは贈与とならない

# 遺言と保険が効果的な事例

現在&これから編

事例⑦

納税資金対策

**長男が家督を継ぐ家系  
孫の代まで安心の対策は？**



代々、長男が家督を継ぐ家系で、現在は私が家長として、長男がその後を継ぐ者として先祖伝来の土地や家族を守っています。相続について不勉強だった私は、父の死に際し、いろいろと苦労した覚えがあります。長男にそのような苦労はさせたくないので、何か講ずべき対策はありますか？  
(Gさん・男性・70代)

家督相続は存在しない。遺言書の準備をしておかないと相続する人たちがトラブルに巻き込まれる

## プロがつくる公正証書遺言とは

- 要件の不安がなく、確実な遺言を行うことができる
- 第三者によって変造偽造される危険性がない
- 字が書けない人も利用できる
- 遺言書の「検認」手続きが不要

## つまり 公正証書遺言を作っても

- 自分の思いだけで**遺言書**を残しても**遺留分**などを**無視した内容**では。残された方々が**トラブルに発展する**
- 公正証書を作る際も、不動産の**評価基準**や**預貯金**等の**総額**を表して、**誰に相続するのか**を決め、遺言の**内容を精査する**必要があります。
- その際に我々の**相続専門の行政書士か税理士等のフィルター**を必ず通す事をすすめます

## 最後に 遺言を作る意義とは

- 遺言は生前に、残された相続人にトラブルを起こしてもらいたくないために元気なうちに作る
- 認知症になってからでは遺言は作れない。
- 金銭的な問題では無く心の問題を整理して作ることが大事
- 遺言は皆様の思い思いを形に残すためにおこなうのです。